

第2回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 会議録

議題	(1) 特定事業の選定について (案) (2) 入札説明書 (案) について (3) 要求水準書 (案) について (4) 落札者決定基準 (案) について (5) 様式集 (案) について (6) 今後のスケジュールについて
日時	令和4年1月18日 (火) 13時00分開会 17時00分閉会
場所	茅ヶ崎市役所 会議室
出席者氏名	委員5名 大森望委員、田邊清秀委員、戸倉裕治委員、橋詰博樹委員、 濱田雅巳委員 事務局職員9名 茅ヶ崎市 (環境部) 重田部長、(資源循環課) 林主幹、中村課長補佐、 古瀬主査、小田主査、(環境事業センター) 河内所長補佐 エイト日本技術開発 肥田野、宮内、穴吹
欠席者氏名	なし
資料	第2回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 次第 【資料1】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 特定事業の選定について (案) 【資料2】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書 (案) 【資料3】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書 (案) 【資料4】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準 (案) 【資料5】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 様式集 (案) 【資料6】 茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 スケジュール (案) 【参考資料1】 落札者選定における評価方法について
会議の公開・ 非公開	非公開
傍聴者数	—

【1 開会】

(事務局)

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、第2回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を開催いたします。

【2 議題】

最初に議事録の確認方法について、ご報告させていただきます。

前回の委員会で、委員長と、委員長が指名した委員が確認することとしましたが、前回の議事の中でご自身の発言を確認したいとの話がありましたので、第1回の議事録(案)は全員にメールで確認をお願いしました。

第2回以降も同じように全員に確認をお願いしますが、議事録の確認者としては、委員長と、委員長が指名した委員をお願いしたいと考えております。

また、第1回でご審議いただいた実施方針についても、修正版を、メールでお送りさせていただいて、ご確認いただきました。実施方針につきましては、1月14日に市のホームページで公表しております。

(橋詰委員長)

事務局より議事録の確認方法と実施方針について、説明がありました。

議事録確認は全員で行い、確認者は委員長と委員長が指名した1名で行うことでいかがでしょうか。

(委員一同)

異議ありません。

(橋詰委員長)

それでは、本日の議事録の確認者は名簿順で田邊委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(田邊委員)

異議ありません。

(橋詰委員長)

ありがとうございます。それでは、これより、議題等に入っていきたいと思えます。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

まず、本日は、委員5名中5名のご出席をいただいておりますので、本委員会規則第5条の規定を満たしておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

本日の議題としましては、次第のとおり、「特定事業の選定について(案)」、「入札説明書(案)」、「要求水準書(案)」、「落札者決定基準(案)」、「様式集(案)」、「今後のスケジュールについて」の6つとなります。

本日の議事内容は第3回も継続的な審議内容となっておりますが、第2回で審議していただいた内容で大筋を固め、第3回でお示しし微調整し決定と考えております。

詳細は各々の説明で行いますが、資料1の特定事業は実施方針公表の流れからのPFI法のプロセスとなります。資料2から資料5と第3回でご審議いただく契約書(案)については、入札公告時に示す資料となります。

事務局としては、今回は委員の皆様が事業者の提案等を審査する上で重要となる落札者決定基準を主たる議題と考えております。ご審議よろしくお願いいたします。

(橋詰委員長)

それでは次第に沿って、はじめに議題(1)「特定事業の選定について(案)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

特定事業の選定とは、実施方針の策定及び公表と同様、PFI法に規定されているプロセスの一つで、実施方針を公表後、本件事業をDBO方式にて実施することにより、市の財政負担の縮減等を期待できると判断された場合、本件事業を特定事業として正式に決定するという意味を持ちます。

なおこの結果については、実施方針同様、入札公告前の令和4年3月に公表することとします。

評価方法として、市の財政負担見込額による定量的評価、DBO方式として実施することの定性的評価、事業者に移転するリスクの評価の3つの視点から評価を行い、最終的には3つの視点を踏まえ、総合的に評価を行っています。

市の財政負担見込額による定量的評価としては、市が直接実施する場合とDBO方式で実施する場合について前提条件を整理し、財政負担見込額を算定しました。

施設整備費についてですが、両方式とも交付金の対象であり、起債の借り入れ、地方交付税措置も受けることができることから、財政負担見込額は同程度となります。

一方、運営・維持管理費については、DBO方式の場合、財政負担見込額の内訳に記載の通り、市が直接実施する場合には発生しないSPC設立費やSPC維持費、モニタリング費用は発生しますが、それ以上に市側の管理費や運営管理で必要となる公共人件費等を低く抑えることが可能であることから、財政負担見込額は低くなります。

以上の結果より、市が直接実施する場合の見込額を100とした場合、DBO方式では90.7となり9.3%の縮減を期待することができます。その他、定性的評価、リスクの評価を行い、本件事業をDBO方式で実施することが適当であると認め、特定事業として選定しております。

特定事業の選定についての説明は以上となります。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。議題(1)についてご質問等があればお願いいたします。

(濱田委員)

財政負担見込額が1割程度下がる見込みですが、事務局で検討した根拠を確認することはできますか。施設整備費は公設公営方式とDBO方式で、変わらない事例とDBO方式では運営を踏まえた効率的な設計をすることで安価となるとしている事例があります。

(事務局)

根拠資料をお示しします。なお、事業方式選定時のVFMは5.9%となっています。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。それでは他になければ次に移ります。

議題(2)「入札説明書(案)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

入札説明書は本件事業を実施する民間事業者を募集し、選定するに当たり、本件事業の入札への参加を希望する者に配布するもので、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び運営・維持管理業務委託契約書(案)と一体のものとなっております。

事業者の運営・維持管理業務の期間としては20年ですが、30年以上の使用を前提として業務を行うことを規定しています。30年以上とすることで延命化工事の実施はしないが、運営事業者としては長寿命化を意識した維持管理や必要な時期の補修を実施することとなります。

また、現在実施している旧焼却処理施設の解体跡地が建設用地となりますが、当該用地の地中には、廃棄物が埋設されておりました。基礎の撤去と併せて廃棄物についても除去をしているところではありますが、用地の状況として特記として記載しました。

入札参加に関する条件等としては、市と建設工事請負契約を締結する特定共同企業体いわゆるJVに「市内企業を2者以上含むものとする。」としていることが重要視している事項となります。

つぎに、30頁の別紙2本件事業スキーム(例)を参照ください。落札者である構成企業についてですが、SPCに出資する「構成員」とSPCには出資しない「協力企業」とで組織されます。市と建設工事請負契約を締結するJVは、図中では、構成員である「運営・維持管理企業」以外の全ての者となります。

なお、SPCは、運営維持管理業務を委託することとなりますが、その委託を受ける者が「運営・維持管理企業」として構成員に名を連ねることとなります。

続きまして、予定価格についてご説明いたします。本件事業については、設計・建設業務と運営維持管理業務を一括して契約しますが、設計・建設業務と運営維持管理業務のそれぞれにおいて債務負担行為を設定します。そのため、入札価格は設計・建設業務と運営

維持管理業務のいずれにも入札書比較価格を超えないことを規定しました。

契約手続、入札手続等については、本委員会と並行して、市の契約部局と詳細を詰めている部分もあるため、変更の可能性があることをご承知おき頂ければと思います。

入札説明書についての説明は以上となります。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。議題(2)についてご質問等があればお願いいたします。

(濱田委員)

30頁の表では、建設工事はJVと契約するため、プラント設計・建設企業、建築物設計・建設企業、設計企業、建設企業が建設事業者として表現されていますが、建設事業者に入らない下請けの協力企業がグループに入る可能性があるため、表現した方が良いのではないですか。

(事務局)

事業スキームの例として示しておりますが、表現を修正します。

(濱田委員)

開札は市の職員のみで行うことになっていますが、委員長が立会う事例もあります。今回、委員会の委員は立会わないのでしょうか。価格点も評価の対象であるため、確認のために立会う方が良いと考えます。

(事務局)

立会いが可能かどうかは事務局内で確認します。

(濱田委員)

建築物の建設を行う者の要件として、建築一式工事の総合評定点960点以上が必要ですが、それを満たす企業は市内に何社あるのでしょうか。

(事務局)

2社になります。

(大森委員)

運営・維持管理業務の委託期間は20年間ですが、30年以上の施設の使用を前提として本業務を行うことという表現があります。トラブルの原因となりうるため、契約書にどのように落とし込むのか慎重に検討した方が良いと考えます。

(濱田委員)

国が長寿命化を推進しているため、このような表現を入れる事例が多くなっています。技術評価の中で、20年目以降の維持管理について提案を求め、技術評価の点数として、評価することが多いです。実際に長期間の契約を結ぶと事業者のリスクも大きくなることから、金額も大きく積みあがってしまうため、現実的ではありません。30年の維持管理を考えれば、補修や更新が必要となる設備が多数出ると考えられます。例えば破碎機の交換等は大規模な工事となるため、そのような工事は包括委託で対応するのではなく、別途改修工事を実施して対応することになると思います。

(事務局)

濱田委員に発言いただいたとおり、方針として示している部分で、契約として30年間の維持管理を前提としているものではありません。20年目以降の維持管理については、事業者からの提案を期待し、技術評価の点数として評価することとしています。契約書案については第3回委員会でお示しますが、契約上30年間の維持管理を規定するわけではありません。

(濱田委員)

予定価格は示さないのでしょうか。

(事務局)

現在事務局で調整中ですが、現時点では公表しない方針です。予定価格超過による失格を防ぐ意味もあり、公表している事例が多いことは承知していますので、次回以降にご報告します。

(濱田委員)

補修費は極力平準化するように記載がありますが、完全な平準化でなくても問題は無いという理解で良いですか。

(事務局)

ご理解の通りです。

(濱田委員)

計画していた補修工事が不要になった場合には、どのような取扱いになるのでしょうか。補修工事費の増額については、提案内容と提案金額は一体であり、低い金額で入札した後から増額することを認めれば、公平性が保てなくなるため実施しないと理解しています。理由がなく提案した補修工事を実施しない場合には減額することになっていますが、施設の状況によって補修計画が変更になることで、減額にはなるのでしょうか。

(事務局)

減額については補修計画に基づかずに事業者側で補修を実施しない場合には減額となります。適切な維持管理を実施した結果、設備が十分に機能しているため、計画していた補修を実施しない旨の事前の説明があった場合には減額の対象とはしません。施設の状況に応じて補修工事のスケジュールを変更することは問題無いと考えます。

(橋詰委員長)

要求水準書の添付資料はホームページには掲載しないのですか。また、「入札説明書等」の表現は箇所によって内容が一致するか確認いただきたいと思います。

(事務局)

要求水準書の添付資料は細かなデータが記載されている資料もあるため、希望する事業者へCD等で配付することを考えています。添付資料の取り扱い、「入札説明書等」の表現については確認いたします。

(濱田委員)

36頁に物価変動等の指標があり、初回の価格改定の基準がいつなのかが明確に記載が無いので、記載をした方が良くと思います。

また、物価変動等の指標は変更することができる規定になっていますが、事業者が別の指標を提案するのであれば、提案書提出の段階で意見を聞いてはどうでしょうか。

加えて、38頁のフロー図に減額に関する事項を記載した方が良くと思います。

(事務局)

検討し、次回の委員会でお示しします。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。それでは他になければ次に移ります。

議題(3)「要求水準書(案)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

要求水準書は本件事業について、事業全体、設計・建設業務、運営・維持管理業務それぞれについて市が求める仕様やサービスの水準を記載した書類となります。

分量が多いため、まずは目次の構成にてご説明します。

第1 共通事項として、事業全体で求めることや事業の条件等を記載しています。

第2 設計・建設業務として、設計・建設に関して求めることを記載しています。1で総則として、全体に掛かる条件等、2で全体計画として、施設整備の基本方針、全体配置計画、緑地整備、災害対策等、3から5に掛けては、機械設備工事仕様、電気計装設備工事仕様、土木・建築工事仕様について記載しており、本件施設として求める設備や仕様の詳細を記載しております。

第3 運営・維持管理業務として、運営・維持管理に関して求めることを記載しています。1で総則として業務全般に係る条件等である運営対象施設及び対象廃棄物、運営・維持管理業務条件、運営期間終了時の取扱いを記載しております。また、2以降では、業務に係る個別の事項について記載しております。

以上が、全体の構成のご説明になりますが、内容については市が事業で求めている事項の細かい記載内容であり、分量も多くなっていますので、本件事業の特徴的な部分と、次の議題でご説明する落札者決定基準にも関連する部分をご説明させていただきます。

本件事業の特徴的な点としては、既存施設である粗大ごみ処理施設やごみ焼却施設の通常処理を継続しながらの建設となること、環境事業センターとしての運用が可能なように、緑地整備やサイン計画、動線計画は事業予定地である環境事業センター全体を対象としているところです。

また、本件施設は、ごみの搬入の変動が大きい特徴があるため、それらを考慮した設計・建設、運営・維持管理をしていくことが求められます。また、寒川町を含めた2市町分の不燃、粗大ごみを処理する施設であり、代替の効かない重要な施設となります。

(上記の内容が掛かっている要求水準書の頁を紹介しながら説明)

要求水準書についての説明は以上となります。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。議題(3)についてご質問等があればお願いいたします。

(田邊委員)

9頁の計画地盤高では浸水対策として可能な限り2階以上のレベルに重要機器等を配置するとありますが、本件施設のような工場では一般的な建物よりも2階の階高が高いと思うので、階高ではなく具体的な浸水深等の高さを示した方が分かりやすいのではないのでしょうか。

(事務局)

具体的な高さとするように検討します。ハザードマップでは建設場所は0.5～3mの浸水エリアとなっていますので、それを踏まえて検討します。

(濱田委員)

できる限り保管ヤードの面積を確保するために、既設の粗大ごみ処理施設の跡地を緑地とすることはできないのでしょうか。また、工事中の動線が錯綜するため、工事用車両は南側の門を利用する等して通常の動線と分けることや工事用の仮囲いについては明確に記載した方が良いと考えます。工事用車両の駐車場や現場事務所についても、想定する場所等があれば良いが、ないのであれば事業者側で確保することを書いた方が良いのではないのでしょうか。敷地全体のサイン計画についても安全に配慮して実施していただく必要があります。見学者への説明、案内は誰が行うのか決まっているのであれば、具体的に記載した方が良いでしょう。

(事務局)

緑地の計画は所管課と協議を実施し、敷地全体で15%の面積の確保が必要ということを確認しています。本工事が完了した段階で緑地を整備すれば良いのですが、緑地の他にも広場の確保や駐車場等整備が必要となり、既存施設のストックヤード部分は広場として必要な面積として確保しているため、それらを踏まえて今回の工事範囲を設定しています。

(濱田委員)

ごみの収集頻度の関係から曜日ごとのごみ搬入量の変動が大きいという説明がありましたが、事業者側へはその状況が伝わる書き方になっているのでしょうか。

(事務局)

添付資料11として、令和2年度の日別のごみ搬入量及び搬入台数を示しており、ごみ収集量の変動が大きいことを確認できますが、本文中の追記についても検討します。

(田邊委員)

土対法対応エリアは緑化する際には、掘削の深さ制限等禁止行為にあたらないよう、十分に確認してください。

(事務局)

承知しました。その他の事項はご指摘を踏まえて修正します。

(濱田委員)

添付資料４の処理フローでは高速回転破砕機のバイパスラインがありますが、事務局から、運用としては、非常時にバイパスできるように設置すると聞いています。しかし、可燃性の粗大ごみはバイパスラインを通す運用でも良いのではないのでしょうか。ただし、金属の回収率や純度の基準があるので、その兼ね合いは検討が必要です。バイパスラインの運用の考え方は要求水準書で明確に示した方が良いと考えます。

(事務局)

現場の要望で緊急時対応のバイパスラインを設けるようにしています。バイパスラインに関しては４７頁に記載しています。

(濱田委員)

添付資料４も含めて前段の全体処理フローに係る記載においてもバイパスラインの考え方を示した方が良いと考えます。

(事務局)

ご指摘を踏まえて修正します。

(濱田委員)

工事中の車両への対応等、周辺環境への配慮も記載した方が良いと考えます。

(事務局)

承知しました。

(戸倉委員)

運營業務の中で備品や物品の管理について、市で規定する管理方法があるのであれば、管理方法を具体的に記載した方が良いのではないですか。

(事務局)

他事例も踏まえて管理方法を検討します。

(田邊委員)

全体的な仮設計画に関する考え方を７１頁あたりに記載してはどうでしょうか。交通誘導員については、公共工事のため、常駐が必要かどうか等具体的に書いた方が良いと考えます。また、７４頁の平面計画（イ）構造種別は混構造が想定されていないように読めます。おそらく混構造での提案が想定されるため、混構造が可能であることが読めるように表現を見直した方が良いです。これに加えて、７７頁の構造計画（エ）も同様に構造に関する表現が分かりづらいため、整理した方が良いと考えます。３６頁の地震対策（イ）は、プラント設備の耐震性確保について、建築の同等の分類は何を想定しているのか分かりづらいため、表現を見直した方が良いと考えます。

(事務局)

ご指摘を踏まえて修正します。

(濱田委員)

５６頁に排水処理設備の記載がありますが、排水処理設備は必要でしょうか。

(事務局)

確認します。

(橋詰委員長)

照明は水銀灯の表現がありますが、LED が基本ですので削除した方が良いと考えます。また、市の考え方としてカーボンゼロ宣言もありますので、省エネに関することも記載した方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

水銀灯については削除いたします。23頁に環境保全という項目で周辺環境への配慮や再生可能エネルギーについて記載しています。また、38頁のイ機器、配管等の項目に、環境への配慮と省エネに視点を持った設計という表現をしています。

(橋詰委員長)

例えば、太陽光パネルを設置するならば、提案に任せるのではなく明確に書いた方が良いと考えます。省エネについては、より前段で記載した方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

ご指摘を踏まえて修正します。

(橋詰委員長)

他にご意見はありませんでしょうか。

(事務局)

要求水準書の内容は多岐にわたるため、追加のご指摘があれば後日いただければと思います。1月31日までに事務局宛にご意見をお願いいたします。

(橋詰委員長)

議題(4)「落札者決定基準(案)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

落札者決定基準は本件事業の落札者を総合評価一般競争入札により選定するにあたり、入札参加者から提出された提案書等を客観的に評価する基準、方法を記載した書類となります。

落札者選定の手順としては、まず入札参加を予定する事業者の参加資格申請書類を確認し、参加資格のある事業者から提案書を提出いただきます。提出された提案書は事務局にて基礎審査を実施し、要求水準等を満たしていることを確認します。

提案書は、委員の皆様にご覧いただき、事業提案に関する得点を決定します。その後、入札書の開札を行い、入札価格の定量化審査をした後に総合評価値の最も高い最優秀提案者を選定していただく流れとなります。

審査の方法としては、他事例を踏まえた事務局案として5段階評価としておりまして、委員の皆様にご覧いただいた評価項目ごとの評価を平均します。各評価項目の得点の合計値が事業提案に関する得点となります。得点としては、全体が100点のうち、他事例を踏まえた事務局案として、技術提案に関する得点が60点、入札価格に関する得点が40点となっております。

技術提案に関する審査の視点としては、審査項目18項目で合計60点となっていますが、市が重要と考える項目については配点を高く設定し、4点としております。

事業者からはこの書類に示している審査の視点に沿った提案書が提出されますので、それを委員の皆様にご評価していただきます。皆様には提案書の評価方法や審査の項目について議論いただきたいと考えております。

落札者決定基準についての説明は以上となります。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。議題(4)についてご質問等があればお願いいたします。

(戸倉委員)

プレゼンテーションは実施するのでしょうか。

(事務局)

プレゼンテーションは実施する予定です。入札説明書ではプレゼンテーション30分、質疑応答60分を想定するということを記載しています。

(田邊委員)

最優秀提案者が2者以上の場合にはくじ引きにより落札者を決定することとなっていますが、総合評価一般競争入札であっても同点の場合は通常の入札と同じく、くじ引きで決定するのでしょうか。それとも市の判断で技術点を重視する、あるいは価格点を重視するという判断があるのでしょうか。総合評価一般競争入札であれば、技術点を重視すべきと考えます。

市の実施する入札ではあるため、市の制度として実施できるのかは確認してください。

(濱田委員)

今回の評価方法では価格点は必ず満点のグループが出ますが、技術点で満点ということは通常考えられません。通常は7割程度、良い提案であっても8割程度の事例がほとんどです。技術点が7割で60点満点とすると最高点は42点のため、価格点と技術点の重みは同程度となります。他事例では、同点の場合に技術点が高いグループを落札者としている事例が多いのではないのでしょうか。

(事務局)

一般的な入札の方法と同様にくじ引きとするか、どちらかに重みをつけるかどちらも考えられると思います。市の規定により、くじ引き以外の方法が選択できるかは事務局で確認します。同点の場合の判断はご意見を踏まえて検討します。

(濱田委員)

基礎審査について、具体的な実施内容は記載がありませんが、提案書の内容に不備が見つかれば事務局が事業者へ確認し、委員会へは確認結果を報告いただけることで良いのでしょうか。

(事務局)

要求水準書を満たしていない可能性があるような疑義が生じる事項があれば、即座に失

格とするのではなく、改善をすることを確認するような基礎審査を実施する予定としています。確認した内容を含めて基礎審査として合格かどうかをご報告させていただく予定です。

(濱田委員)

評価の中で、運営体制・人員配置の項目がありますが、それとは別に設計・建設を含めた事業全体の実施体制について確認した方が良いと考えます。また、事業者が提案する保険の内容、工程が遅れた場合のバックアップ体制等のリスクへの対応についても確認した方が良いです。工事中の動線、安全対策も提案を求めた方が良いと考えます。地域貢献は、地元企業への発注額について具体的に提案を受ける形になるのでしょうか。実際の地元企業への発注額を確認するならば、どこまで厳密に行うかは検討しておいた方が良いと考えます。厳密に管理するならば、提案する金額に満たなかった場合のペナルティーが必要です。

(事務局)

現時点では、地域貢献の提案に関するペナルティーは考えていません。設計・建設期間中には、業務の実施体制は確認をします。地域貢献の提案や保険の付保については様式集に具体的な提案方法を記載しています。ご指摘を踏まえて評価項目、評価方法を再検討します。

(濱田委員)

評価は4点と3点の項目で構成されているため、項目ごとの差が小さいです。審査項目を増やし、重視しない部分の配点を減らしても良いと考えます。工事に関する内容は追加で審査項目とした方が良いと考えます。

(事務局)

他事例で配点について低い部分は軽視しているとみられるという意見をいただいたこともあるため、あまり差がつかない配点としています。

(濱田委員)

項目を増やすことを考えたときには、重視する4点の項目は下げるべきではないので、3点の項目の配点を下げて他の項目へ振り分けてはいかがでしょうか。そのため、市として重視する点は、整理してその点数は維持すべきと考えます。

先ほどの説明と点数配分を考慮すると市として重視する点としては、屋外配置動線、安定稼働対策、事故等対応、点検・検査・補修・更新の項目ではないでしょうか。

一方で、環境保全、デザイン及び景観は施設の周辺状況が工場地帯であることを考えると、これらは2点でも良いのではないのでしょうか。

(事務局)

外部の方が評価項目を見たときに、市の姿勢を示すという意味では、環境保全の点数が低いと軽視しているととらえられる可能性もあるため、下げにくい項目とも考えられません。

(濱田委員)

環境・周辺配慮の項目全体である程度の配点があれば良いのではないのでしょうか。

また、自由提案は配点が高いですが、何か提案を求める事項があるのでしょうか。そうでなければ、低い点数でも良いと考えます。資源物等回収の項目では金属回収の純度や回収率を高い値で保証することは難しいため、事業者ごとの差が出にくい項目ではあります。搬入受付は単なる計量業務であれば、配点を下げても良いと考えますが、いかがでしょうか。

(事務局)

一般持ち込みが多いため、その対応も重視したい考えがあります。ご意見を踏まえて、項目と配点の配分を見直します。

(大森委員)

基礎審査での、要求水準書を満たしていない場合の提案書の確認は書類提出後に確認することで良いのでしょうか。スケジュールを見ると提案書提出から第4回の委員会までは期間が短いため、基礎審査で確認するとしても、事業者提案の公平性の観点から基礎審査で失格とする期限は明確にした方が良いと考えます。

また、要求水準書を満たしていない可能性がある場合には、基礎審査の中で内容確認をする場合があるという表現を入れた方が良いと考えます。

(事務局)

基礎審査を実施する中で、疑義等があれば確認する場合があるという表現を入れることでいかがでしょうか。

(濱田委員)

要求水準書の認識違いをして提案している場合もあるため、誤記や認識違いの場合は、直ちに失格にするのではなく、提案内容を確認して、その部分のみ再検討いただくことが良いと考えます。

(橋詰委員長)

委員からご指摘あったように基礎審査として確認を実施することを記載してください。

(事務局)

承知しました。

(戸倉委員)

最優秀提案者が決定した後に事業者が辞退した場合は、どのような扱いになるのでしょうか。

(事務局)

提案書提出までの期間のみ辞退でき、それ以降は辞退できないように規定しています。また、落札者が入札資格を欠くこととなった場合は違約金支払いの対象となっています。

落札者が辞退した場合の対応については確認します。

(田邊委員)

事前評価は第4回の委員会までに採点をして、事務局へ提出するということが良いでしょうか。事前評価は基礎審査で失格となる事業者がいる場合にも、評価することになるのでしょうか。

(事務局)

ご理解のとおりです。スケジュールの関係により、基礎審査と提案書の評価は同時進行で進めさせていただくため、そのような可能性もあります。

(田邊委員)

基礎審査とはどのような内容で実施するのでしょうか。委員会の中で確認できるような資料作成をお願いします。

(事務局)

基礎審査としての確認内容を一覧表で整理します。

(田邊委員)

濱田委員と同じく、審査項目のうち重視する4点の項目は残し、それ以外の配点を調整するやり方が良いと思います。例えば、デザイン及び景観の項目は周辺状況からみて配点を減らして良いと考えます。

(事務局)

ご指摘を踏まえて修正します。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。それでは他になれば次に移ります。

議題(5)「様式集(案)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

様式集は入札説明書に関連した本件事業の参加申請や入札手続き、落札者決定基準に関連した提案書等について、この様式を用いて事業者に提出いただくための書類となります。Word版とExcel版があり、それぞれの提出物に活用する様式を指定しています。

例えば、様式15号-1-1は屋外配置動線の提案書の様式となっています。様式集には落札者決定基準に記載の審査の視点と提案する頁数の指定があり、その指定に沿って提案書が提出されます。その他、人員配置、補修計画、リスク管理や保険の付保等に関連する内容はExcel版の様式集で具体的な内容を提案いただく様式となっています。

様式集についての説明は以上となります。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。議題(5)についてご質問等があればお願いいたします。ご質問等なければ次に移ります。

議題(6)「今後のスケジュール」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第3回委員会は第2回委員会の審議内容を踏まえた内容と、契約書(案)についてご審議をいただく予定です。4月の入札公告までに実施する必要があるため第4回から第6回

は、事務局で事業者より入札書及び技術提案書を受付した以降の開催を予定しているため
いずれも8月で予定しています。

【3 その他】

(橋詰委員長)

本日の議事については、以上となりますが、その他について、委員の皆様何かあります
でしょうか。特に無いようであれば、事務局にお返しします。

(事務局)

本日、ご審議いただいた内容につきまして、委員の皆様から様々なご意見をいただきま
した。今回は審議内容が多いため、この後にも指摘事項やご質問があれば、1月31日ま
でに事務局までご連絡ください。

議事録につきましては、作成後速やかに委員の皆様を確認のためメールしますが、その
他の内容の修正等につきましては、事務局で修正等させていただいき、第3回の議案とし
て各委員へ送付させていただきますので、ご確認いただければと思います。

次回第3回の選定委員会は、2月25日(金)に行う予定です。

以上を持ちまして、第2回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を閉会
いたします。

委員長 橋詰 博樹

委員 田邊 清秀